

# 2007年度 JASRAC事業の概要

1.ネットワーク上の音楽利用への対応	P.2
2.コンテンツの流通促進に向けた取組み	P.5
3.著作権擁護に向けた取組み	P.6
4.国際活動	P.9
5.音楽著作権とJASRAC業務の講義	P.12
6.文化事業	P.13
7.徴収額・信託契約者数等	P.14

問合せ先  
03-3481-2164(広報部直通)  
[kouhou@pop02.jasrac.or.jp](mailto:kouhou@pop02.jasrac.or.jp)

# 1. ネットワーク上の音楽利用への対応

## (1) 動画投稿(共有)サイトへの対応

### ① 4事業者に暫定許諾

動画投稿(共有)サイトを運営する各事業者に対し、音楽著作権の適法な利用と流通の促進に向けて、

☆ サイト事業者の責任において権利侵害を防止すること

☆ その実現のための技術的手段や具体的な対策を講じること

などを前提に、JASRACの管理作品を利用する場合の許諾条件を6月に提示し、この条件を受け入れたヤフー(株)(Yahoo! 動画)、ソニー(株)(eyeVio)、(株)サス・フォー(Clip Cast)、(株)エクシング(うたスキ)の4事業者と暫定料率による許諾契約を結びました。

なお、(株)ニワンゴ(ニコニコ動画)とは2008年4月1日付で同様の契約を結びました。

### ② YouTubeへの対応

動画投稿(共有)サイトの「YouTube」については、24の著作権関係権利者の団体・事業者が7月31日、米国YouTube社の代表らと2回目の協議を行いました。

その後、JASRACは同社の親会社であるGoogle社の日本法人と、違法コンテンツを自主的に削除するための施策について具体的な協議を継続しています。

## (2) 違法利用への対応

### ① ファイル共有ソフトによる違法利用への対応

Winnyなどのファイル共有ソフトを用いた違法利用については、音楽ファイルの情報を収集し、情報を検知した一部の利用者に対して、警告メールを送信しています。JASRACは2月7日、ファイル共有ソフト「WinMX」を利用し、JASRACの管理作品を不特定多数にダウンロードさせ、複製権と公衆送信権を侵害していた男性を福岡県警早良警察署に告訴しました。

一方、JASRACの役員が参画している、警察庁の「総合セキュリティ対策会議」では、権利者団体、プロバイダが中心になって、このような著作権侵害の防止策を検討・実施する「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を2008年度に設置することを決めました\*。

本年5月12日、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」の設立について記者発表が行われましたが、JASRACの役員はこの協議会にも参画しています。

\*インターネット・サービス・プロバイダの業界と権利者が協力してこの問題に取り組むことは、世界でも珍しいケースといえます。

### ② 携帯電話向けの違法サイトへの対応

携帯電話向けの違法サイトに対しては、2006年度にJASRACを含む音楽関係権利者6団体と携帯電話の通信事業者3社が、違法サイト根絶に向けた取組みを共同で実施していくことについて合意しましたが、2007年度は、権利者6団体から通信事業者3社に対し、違法サイト根絶のための技術的な対策の考案・実施を要請しました。

また、「モバイル・コンテンツ・フォーラム」など正規の配信事業者による有害コンテンツへの自主規制の仕組みが検討された結果、2008年4月、「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」(EMA)が発足しました。今後、EMAは違法サイトについても対策を講じる予定です。JASRACはメンバーとしてEMAに参画しています。

### ③プロバイダ責任制限法にもとづく送信防止措置

JASRACは、「プロバイダ責任制限法」の実効性を高めるために、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が取りまとめた著作権関係ガイドラインにもとづく信頼性確認団体として、2002年10月15日から各プロバイダに対し、JASRACの音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」で収集した違法ファイルの送信防止措置を請求してきました。

2008年3月末日までに同請求により削除されたファイル数は、累計で286,224件です。

対象期間：2002年10月15日から2008年3月31日まで

	通知	対応	未対応
日本国内の対象プロバイダ数	288	282	6
外国の対象プロバイダ数*1	15	15	0
合計	303	297	6

\*1 外国のプロバイダに対する通知はプロバイダ責任制限法にもとづくものではありません。

	通知	侵害停止	侵害継続
対象となるウェブサイト数*2（カッコ内はプロバイダ数*3）	4,555 (303)	4,448 (297)	107 (28)
対象となるファイル数	298,069	286,224	11,845

\*2 複数のプロバイダにまたがって通知の対象となるものは、同時に各プロバイダに通知し、それぞれひとつとして計上しています。

\*3 一つのプロバイダに複数の通知をしている場合、通知の時期と集計の時期の関係等により、一部のウェブサイトについては対応がなされていないことがあります。このため「通知」数は、「侵害停止」数と「侵害継続」数の合計と一致していません。

## 2.コンテンツの流通促進に向けた取組み

コンテンツの流通促進に向けた次の取組みに、JASRACは積極的に参画、支援しました。

### (1)「著作権問題を考える創作者団体協議会」がシンポジウム

JASRACを含む17団体で構成する「著作権問題を考える創作者団体協議会」(議長:三田誠広日本文藝家協会副理事長)は5月24日、シンポジウム「デジタル・コンテンツの創作・流通・利用の発展に向けて、いま何が必要か～多彩な文化芸術の継承と創造を願って～」を開催しました。パネルディスカッションでは、権利者団体の果たすべき役割等についてJASRACの役員が見解を述べました。

### (2)「著作権問題を考える創作者団体協議会」の作品・権利者情報ポータルサイト

「著作権問題を考える創作者団体協議会」は8月31日、著作物の円滑な利用に向けた取組みとして、各分野の作品・権利者情報の検索や問合せ先・利用条件の確認などを容易にする「創作者団体ポータルサイト」の運用を2009年1月から開始する予定であることを発表しました。あわせて、著作権者不明等の場合の裁定制度(著作権法第67条第1項)について、同ポータルサイトの活用を含め、手続きの簡略化や経費の軽減等、現行の制度をより利用しやすいものとするための改善策を検討しました。

### (3)「デジタル時代の著作権協議会(CCD)」における検討

JASRACなど権利者団体、利用者団体等で組織する「デジタル時代の著作権協議会」(CCD)が、権利情報の公開と共有化を促進するため、「CCD IDモデル」(権利者IDやコンテンツIDに関する統一のIDモデル)の普及に努めました。

なお2008年4月14日、CCDがシンポジウムを開催し、各権利者団体等が保有する権利情報の共有化を一層促進させるため、著作者・実演家の氏名表示等を統一させるガイドラインを発表しました。

# 3.著作権擁護に向けた取組み

## (1)「CULTURE FIRST ~はじめに文化ありき」の行動理念を発表

コンテンツの流通拡大を理由に、著作者や実演家の権利を軽視しようとする昨今の風潮に異議を唱えるため、1月15日、JASRACを含む私的録画補償金関係の権利者28団体で構成する「デジタル私的録画問題に関する権利者会議」および賛同する61団体（日本芸能実演家団体協議会加盟）は、「CULTURE FIRST ~はじめに文化ありき」の行動理念\*を発表しました。

これは、欧州において電子機器業界からの圧力により私的録音録画補償金制度の段階的な廃止の方向性を打ち出した欧州委員会に対して、その廃止計画を放棄させるために成果をあげた「Culture First！ 連合」を参考に、権利者の結束の旗印として掲げられた行動理念です。

89団体は今後、この理念のもと、私的録音録画補償金の適正な見直しや、文化を軽視しない社会の実現などを目指し活動していきます。

### \*行動理念



CULTURE FIRST  
はじめに文化ありき

- ①文化の振興こそが、真の知財立国の実現につながることに、国民の理解を求めるとともに、その役割を担っていくことを表明します。
- ②経済の発展や情報社会の拡大を目的としたどんな提案や計画も、文化の担い手を犠牲にして進められることのないよう、関係者並びに政府に理解を求めます。
- ③知財先進国の経済発展を支えるのは、市場を賑わす種々の製品だけでなく、文化の担い手によって生み出される作品やコンテンツの豊かさと多様性でもあることを強調します。

「CULTURE FIRST ~はじめに文化ありき」ホームページURL <http://www.culturefirst.jp>

## (2) 私的録音録画問題に関する取組み

文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会は、私的録音録画補償金制度の見直しおよび関連する著作権法第30条(私的使用のための複製)の範囲の見直しについて審議し、10月12日、これまでの審議の経過をまとめた中間整理を公表しました。

しかしその後も、権利者側とメーカー側の意見の対立が続いたため、文化庁は1月17日、「現行の補償金制度による解決は、今後縮小し、他の方法による解決に移行すべきであること」「音楽CDからの録音、無料デジタル放送からの録画については、当面補償金制度での対応を検討する必要があること」などとするとりまとめ案を提示し、2008年度も引き続き審議が行われることになりました。

2008年5月8日開催の私的録音録画小委員会では、関係者の理解を促進するため、文化庁が、1月17日の案に説明を加えると共に、2007年10月にとりまとめた中間整理に基づく補償金制度の制度設計について、対象機器・記録媒体の範囲やその決定方法、支払い義務者等の提案を行いました。

この審議と並行して、権利者89団体(6ページ参照)は、7月17日、補償金制度の必要性を訴える共同声明を発表したほか、11月9日には、補償金は不要との見解を発表した電子情報技術産業協会(JEITA)に対する公開質問状を送付、また1月15日には「CULTURE FIRST ～はじめに文化ありき」の行動理念を発表したシンポジウムでこの問題を取り上げるなど、補償金制度の必要性について広く一般の理解を得るための活動を実施しました。

なお、補償金制度と密接に関連する地上波デジタル放送について、総務省の情報通信政策部会「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」は8月、「コンテンツに対するリスペクト」と「クリエイターへの適正な対価の還元の確保」を前提として、ダビング10を採用する第4次中間答申を取りまとめました。

### (3) 著作権の保護期間延長等に向けた取組み

JASRACは著作権の保護期間について、現行の「著作者の死後50年まで」から「70年まで」に延長するよう求めています。この問題については、文化審議会著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」で検討が行われ、年度内に結論が出なかったことから、2008年度も引き続き同小委員会での検討されることになりました。

同小委員会のヒアリングに対し、JASRACは2007年4月、日本音楽作家団体協議会(FCA)、音楽出版社協会(MPA)との連名で意見書を提出しました。

またJASRACを含む14団体で構成される「文化芸術推進フォーラム」(議長:野村萬日本芸能実演家団体協議会会長)は、11月1日に開催した音楽議員連盟30周年記念行事「文化芸術立国の実現に向けて」で提示した「文化芸術推進フォーラム2007年の課題」の中でも、保護期間延長と戦時加算問題の早期解決の必要性をアピールしました(「戦時加算」については次ページをご参照ください)。



# 4.国際活動

## (1)戦時加算の解消を決議

6月1日、ブリュッセルで行われたCISAC(著作権協会国際連合\*1)の総会で、著作権保護期間に関する「戦時加算」\*2の実質的な解消に向けてJASRAC、日本美術著作権機構、日本脚本家連盟が共同で提案した「日本における戦時加算に関する決議案」が全会一致で採択され、「著作権問題を考える創作者団体協議会」は、戦時加算を早期に解消するよう、この決議を尊重した対応を求める要望書等を6月25日、文部科学大臣らに提出しました。

決 議	<p>CISACは、ブリュッセルで2007年6月1日に開催された総会において、連合国および日本国の間で締結された平和条約15条(c)の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.連合国民が戦争開戦前に著作権を取得した場合は、日本国が1941年12月7日から平和条約が効力を生じた日の前日までの期間に相当する日数を通常の保護期間に加算する措置(「戦時加算」という)を日本国において享受し、かつ</li><li>2.連合国民が戦争中に著作権を取得した場合は、当該取得時から平和条約が効力を生じた日の前日までの期間に相当する日数を通常の保護期間に加算する措置を日本国において享受することに留意しつつ、かつ日本国が、戦後から今日に至るまでの60年以上にわたり一貫してこの戦時加算義務を果たしてきたこと、及び日本の加盟団体が戦時加算義務の解消を強く希望していることに鑑み、以下のことを決議する。</li></ol>
文	<ol style="list-style-type: none"><li>1.CISACは、加盟団体が会員に対し上述の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。</li><li>2.行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中および死後70年までに延長される時期等を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる。</li></ol> <p>CISACはこの決議を日本国政府に伝える。</p>

\*1 CISAC: 著作権の国際間の保護などを目的に、1926年パリで設立された非営利、民間の国際組織。2008年4月現在、111カ国4地域の219団体(音楽著作権に関しては、111カ国4地域の141団体)が加盟しています。JASRACは20人で構成される理事会のメンバーです。

\*2 戦時加算: 日本が連合国との間で1952年に批准した「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)15条(c)の規定により、実質的に日本だけに課せられている義務で、日本が戦争期間中、連合国民の著作権を保護しなかったとして連合国民が太平洋戦争前または戦争中に取得した著作権について、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護しなければならないことをいいます。加算する期間は、連合国民が開戦の前日時点で有していた著作権については1941年12月8日から、同日以降に取得した著作権については取得の日から平和条約発効の前日までの日数です。戦時加算の対象となる国は15カ国で、その期間は各国の平和条約の批准時期によって若干異なりますが、多くの国は約10年5ヵ月(3,794日)が加算されることになっています。

## (2) 韓国音楽著作権協会(KOMCA)との相互管理契約の締結

KOMCA(Korea Music Copyright Association)と演奏権、録音権、貸与権、インタラクティブ配信(複製権と公衆送信権)に関する相互管理契約を12月10日、ソウルで締結しました。

また2008年1月21日に、両団体間の交流の推進、文化交流のための協力と支援および記念事業開催についての連携推進を宣言する「JASRAC/KOMCAパートナーシップ共同声明」について、両団体の会長が調印し、都内で発表を行いました。

両国の音楽著作権が相互に集中管理される環境が整ったことにより、音楽利用者の利便性が高まるとともに、音楽文化交流の一層の発展が期待されます。

共同 声 明	<p>JASRACとKOMCAは、2007年12月10日、韓国ソウル市において相互管理契約を締結した。この契約調印により、日韓両国における音楽著作権保護が確固たるものとなり、音楽文化のさらなる交流・発展が期待される。</p> <p>このことを踏まえ、両団体は未来志向的なパートナーシップ関係を構築し、これを発展させていくことが、音楽のみならず両国における文化全般の交流のさらなる促進に寄与するものであることを相互に確認し、以下の協力・連携関係を推進することを宣言する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 両団体間の交流の推進 両団体は、両国におけるより適正な音楽著作権保護のため、情報と意見交換を一層緊密にするとともに、両団体の人的交流を積極的に推進し、管理レベルの向上と発展に努める。</li><li>2. 文化交流のための協力と支援 JASRACは、日本国内に現存する韓国音楽作品の文化的資料および関連する情報の収集と調査について、全面的にKOMCAに協力し、かつ支援する。</li><li>3. 記念事業の開催 両団体は、相互管理契約の締結を記念し、日韓文化交流の促進に寄与するため、連携して共催事業を実施する。</li></ol> <p>2008年1月21日 東京にて</p> <p style="text-align: center;">社団法人日本音楽著作権協会 会 長 船 村 徹</p> <p style="text-align: center;">社団法人韓国音楽著作権協会 会 長 池 明 吉</p>
--------------	--

### (3) 海外からの調査団・研修員等の来会

JICA(国際協力機構)や、WIPO(世界知的所有権機関)と文化庁が共催するAPACEプログラム(アジア地域著作権制度普及促進事業)の研修員など、22カ国1地域から延べ89人が来会しました。JASRACは管理業務の説明を行うとともに、意見を交換しました。

	来会日	国	団体名称等	人数	目的等
上半期	4/19	韓国	韓国文化体育観光部・KOMCA・韓国民放局	7	放送使用料に関する調査
	5/30	チリ、インドネシア、ミャンマー、タイ、フィリピン、セントビンセント、	JICA研修員	6	著作権集中管理の研修
	6/26、27	台湾	台湾經濟部知的財産局著作権課	2	著作権集中管理の調査
	6/28	ボツワナ、中国、ハイチ、インドネシア、ミャンマー、セルビア、南アフリカ、チュニジア、ウクライナ	JICA研修員	11	著作権の管理実務の研修
	7/12、13	フランス	CISAC国際情報ネットワーク担当部長	1	CIS Net 等についての意見交換他
	7/23	シンガポール	BIEMアジア地域代表	1	アジア地域の録音権管理に関する協議他
	9/12～14	韓国	KOMCA・韓国のシステム会社	6	KOMCA総合システム構築計画推進のためJASRACのシステム視察
下半期	10/26	パキスタン、フィリピン、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア	APACEプログラム研修員	6	著作権・著作隣接権のエンフォースメントの研修
	10/29～11/2	フィリピン	APACEプログラム研修員	4	著作権集中管理の研修
	11/1	中国	APACEプログラム研修員	4	著作権・著作隣接権のエンフォースメントの研修
	11/15	中国	JICA研修員	14	JASRACの組織と管理業務の研修
	11/20	韓国	韓国隣接権二次使用料徴収団体(KAAP)	6	放送使用料分配システムについての情報収集
	12/5	エチオピア、ケニア、南アフリカ、タンザニア	JICA研修員	7	JASRACの組織と管理業務の研修
	1/15	フランス	CISAC事務局長	1	私的録音録画補償金問題についての協議、「CULTURE FIRST」発表での講演他
	2/26	韓国	韓国著作権委員会副委員長(東国大学法科大学名誉教授)	1	日本の私的録音録画補償金制度の調査
	3/24	韓国	韓国文化体育観光部・韓国民放局他	12	JASRACの業務等についての情報収集
	合計	22カ国1地域		合計 89人	

# 5.音楽著作権とJASRAC業務の講義

JASRACは、音楽著作権およびJASRACの業務について、関係者はもとより広く一般の方々に理解を深めていただくため、さまざまな広報活動を行っています。

## ①来会者への講義・研修など

全国の自治体の著作権事務担当者70人、大学生57人、レコード会社社員や関係団体職員など合わせて143人(海外からの調査団、研修員を除く)の訪問を受け入れ、研修・講義を行ったほか、来会した中学・高等学校28校の修学旅行生144人に対し、著作権管理業務の大切さを伝えました。

## ②講師派遣

教育機関や行政機関、音楽出版社協会(MPA)などが行う各種講習会等に延べ50人の講師を派遣し、2007年度の受講者は合計で約3,500人に達しました。このほか、海外での各種シンポジウムにも役職員を講師として派遣しています。

# 6.文化事業

2007年度は23事業(実施件数26件)を実施しました。☆は新規事業

	実施時期		事業内容	名称	実施場所				
	年	日							
著作権思想の普及に関する事業	2007年	4月～	寄附講座等	立命館大学寄附講座	キャンパスプラザ京都				
				明治大学法科大学院寄附講座	明治大学				
				東京大学大学院著作権法等奨学研究会(JASRAC)への奨学寄附金	東京大学				
	2008年	3月25日	シンポジウム	☆ 放送大学教養学部寄附科目「著作権概論」	放送大学				
				JASRACシンポジウム	有楽町朝日ホール				
				～動画共有サイトに代表される新たな流通と著作権～					
2007年	11月9日 7月26日 10月18日	公開講座・市民講座	JASRAC著作権ゼミナール(小・中・高校教職員向け著作権教育)	東京都私学財団					
			JASRAC講座	けやきホール					
			ミュージック・ジャンクション(3回)						
			2008年	2月21日					
音楽著作物の創作または普及活動に対する支援事業	2007年	4月25日 5月18日 9月5日 11月16日	演奏会等	☆ JASRACコンサート「オーケストラと日本のね・・・」	ティアラこうとう				
				トーク&コンサート「昭和の歌人たち」(4回)	けやきホール 文京シビックホール けやきホール けやきホール				
				「少年少女のための音楽鑑賞会」～音楽職人が創るステージ～(3日公演)	徳島県郷土文化会館 阿南市文化会館 鳴門市文化会館				
				REAL LIVE (3回)	SHIBUYA BOXX				
	2008年	6月8日 6月9日 6月10日	演奏会等	ミュージカルオブモーツァルト「アマデウスがやって来た」(1日2回公演)	高根ふれあい文化交流ホール 大月市民会館大ホール				
					2007年	6月16日 11月18日	演奏会等	REAL LIVE (3回)	SHIBUYA BOXX
					2008年	2月23日			
	助成事業	2007年	9月15、16日	sarah助成事業	日本の音フェスティバル2007in岡山	岡山市デジタルミュージアム			

文化事業の内容を紹介するためJASRACのホームページでストリーミング配信をはじめました。



上記事業における応募者は50,000人を超え、延べ22,000人が来場しました(放送大学受講登録者を除く)。

# 7.徴収額・信託契約者数等

## (1) 使用料徴収額

「放送等」「有線放送」「ビデオグラム」「インタラクティブ配信」などの使用料徴収額が前年度を上回りました。

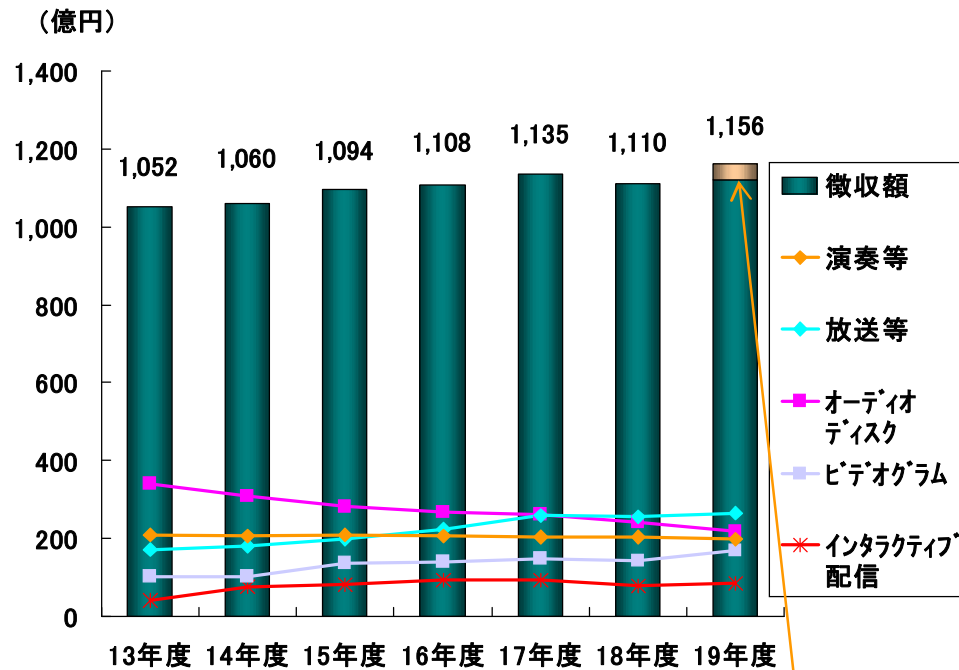
一方、「オーディオディスク」の徴収額は大幅に減少するとともに、「演奏等」「貸レコード」なども、引き続き前年度を下回りました。

「有線放送」が増収となった理由は、訴訟の解決に伴い、CATVの過年度分使用料が入金したためです。

種目	徴収額(円)	前年度比(%)
演奏等	19,647,974,058	96.6
放送等	26,559,148,080	104.1
有線放送	6,448,308,222	363.1
映画上映	88,080,885	85.5
BGM	520,106,861	103.5
外国入金演奏	439,653,130	83.0
<b>演奏・合計</b>	<b>53,703,271,236</b>	<b>110.1</b>
オーディオディスク	21,645,977,036	89.3
オーディオテープ	884,142,757	79.0
オールゴール	16,128,594	107.9
放送用録音	1,680	0.7
コマーシャル送信用録音	1,747,515,172	81.4
映画録音	43,660,287	172.6
ビデオグラム	16,918,198,500	119.0
外国入金録音	206,281,280	137.8
<b>録音・合計</b>	<b>41,461,905,306</b>	<b>98.9</b>
出版等	1,455,419,565	98.7
教科用図書補償金	23,757,731	89.5
<b>出版・合計</b>	<b>1,479,177,296</b>	<b>98.6</b>
貸レコード	3,000,925,828	97.6
貸ビデオ	703,926,554	96.2
<b>貸与・合計</b>	<b>3,704,852,382</b>	<b>97.3</b>
通信カラオケ	6,438,357,018	95.5
インタラクティブ配信	8,373,980,875	108.8
(ダウンロード)	3,111,348,692	223.5
(着信メロディダウンロード)	1,861,484,980	55.7
(オリジナル音源着信音)	2,186,518,703	99.9
(その他音楽配信)	1,214,628,500	156.5
<b>複合・合計</b>	<b>14,812,337,893</b>	<b>102.6</b>
<b>使用料収入合計</b>	<b>115,161,544,113</b>	<b>104.3</b>
私的録音補償金	304,417,559	78.0
私的録画補償金	204,595,092	79.8
<b>補償金・合計</b>	<b>509,012,651</b>	<b>78.7</b>
<b>総合計</b>	<b>115,670,556,764</b>	<b>104.1</b>

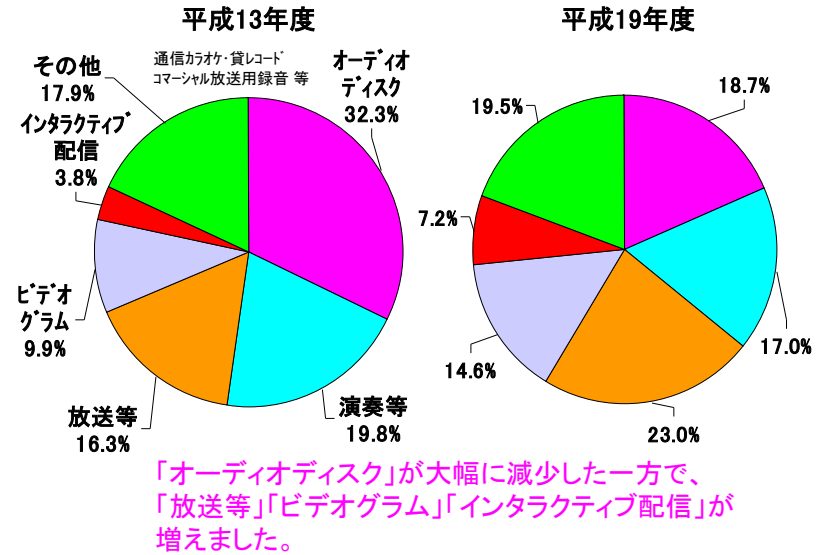
## (2) 徴収額の推移等

### 徴収額推移

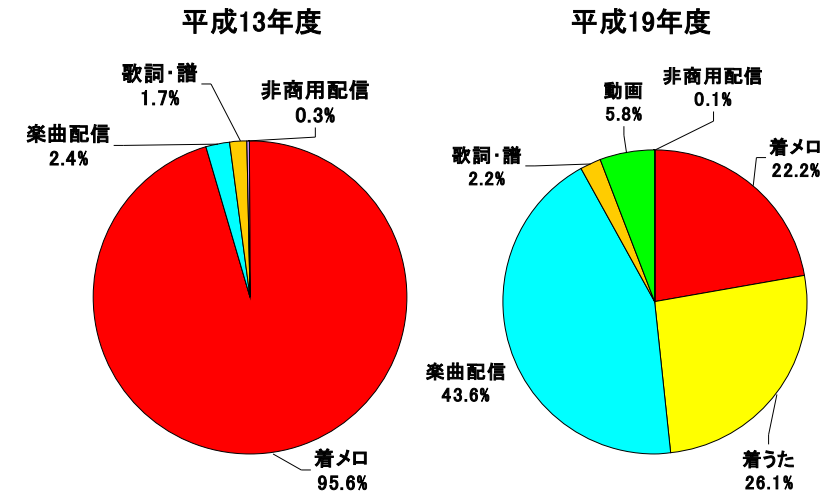


CATVの過年度分使用料などの入金によるものです。

### 徴収額構成比



### インタラクティブ配信 徴収額構成比



### (3) 信託契約者数等

#### ①2007年度の新規契約者数は520件

前年度に比べて信託契約者数が減少した理由は、2006年度末に、更新規準を満たさずに信託契約が終了した契約者が533件に達し、新規契約者数を上回ったためです。

#### ②J-WIDで公開している作品数は242万曲

内訳は、国内作品が107万曲。外国作品が135万曲です。

信託契約者数の推移（各年度末現在）

